

第24回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月28日(金) 午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広
	17番	尾崎 香		

(2) 農地利用最適化推進委員 (7名)

山本 重和	矢坂 信昭	杉原 福栄	飯吉 幸二
山下 利秋	関原 正晴	高田 建治	

4. 提出議題

報告第 8号 12月分許可状況について
報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第10号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第11号 農地法施行規則第29条第1項該当届出について
報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
議案第 7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 8号 農用地利用集積計画について
議案第 9号 農用地利用配分計画について
議案第10号 令和2年農作業労賃及び農業用機械利用料金の標準額の決定について
議案第11号 農地の参考賃借料の地区見直し及び賃借料情報の提供について
議案第12号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 望月 幸子	主査 竹田 由之

6. 会議の概要

- 事務局長 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので始めさせていただきたいと思います。
本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、17名でございます。
それでは、安原会長、お願いします。
- 会 長 ご苦労さまでございます。
新型コロナウイルスの感染が拡大し、大変なことになっております。
東京都武蔵野市の学校に給食用のお米を出荷しておりまして、今日全てキャンセルとなっております。
妙高市の小中学校も同様、お米を納めている方がおられるかと思いますが、こういう状況になって、学校の方も対応しなければならなくなってございます。
あまりにこんなに大きな被害になるとは思いませんでした。いろいろなイベント等が中止になっております。極力、本会議においても、スムーズな進行をお願いしたいと思います。
皆様もお出かけになられる際には、十分ご注意くださいと思います。
- 議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第24回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、16番の市川 政一 委員、17番の尾崎 香 委員、よろしく願いいたします。
今回の報告事項については5件、議案については、6件のご審議をお願いします。
- 議 長 これより、議事に入ります。
まず、報告事項ですが、
・報告第 8号 12月分許可状況について
・報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第10号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第11号 農地法施行規則第29条第1項該当届出について
・報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
以上、報告事項5件について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、1ページ、報告第8号 12月分許可状況について、をご覧ください。
令和元年12月に申請されましたものは、3条申請が5件、4条申請が1件、5条申請が2件でありました。5条申請のうち、1件は月岡地内における3,000㎡以上の転用、造成事業でありまして、1月16日開催の新潟県農業会議の常設審議委員会にて諮問を経ております。いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可となっております。
次に、2ページ、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。
1月に通知がありました合意解約は、合計8件であります。
解約後の内容については、自作、他の方への貸借予定や所有権移転予定、また所有権移転済みなどとなっております。
次に、3ページ、報告第10号 農地転用事実確認証明等報告についてです。
1月に処理しましたものは、法務局からの農地の転用に関する照会が5件です。
照会に至った経緯につきましては、いずれも今後売買を予定していることから、地目等を確認したところ、手続きがなされていないことが判明したものであります。
内容につきましては、1番と4番は過去に転用許可を受けておりましたが地目変更手続

きがなされていなかったものであります。2番、5番は長期に渡って宅地敷地として利用しており、3番は長年の耕作放棄による非農地化が進行しております。

いずれも地区担当委員との現地確認により、非農地と判断しております。

次に、4ページ 報告第11号 農地法施行規則第29条第1号該当届出についてです。

これは、200㎡未満の所有地において、農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、農地法第4条の許可を受けなくとも良いこととなっております。

1月に届出のありましたものは1件でありまして、所有地に農業用の井戸を造成するものです。

次に、5ページ、報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は10件でありまして、あっせん希望はありませんでした。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。推進委員の方もおられますので、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

議長 他に無いようですので、報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議長 次に、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、4件です。

1番・2番・3番については関連がありますので、一括説明いたします。

申請地は、1番は大宇雪森地内、登記地目：田が9筆、登記地積合計8,869㎡、2番は大宇飛田及び大宇雪森地内、登記地目：田が4筆、登記地積4,977㎡、3番は大宇飛田及び大宇雪森地内、登記地目：田が3筆、登記地積6,777㎡で、総合計、田が16筆、登記地積総合計20,623㎡であります。

位置図は、資料No.1・No.3・No.4をご覧ください。

申請地は、令和元年の水稻栽培まで、譲渡人と他者との間で利用権設定し、耕作されていた農地であります。譲渡人としては、今後も、労力がない、高齢である、などの理由から耕作管理できないそれぞれの譲渡人の状況から、同地域で規模拡大している譲受人に相談したところ、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

なお、対価額については、若干差がありますが、5条の条件による金額の差というもので、双方で合意した金額となっております。

4番は、申請地は、大宇杉野沢地内、登記地目：田が1筆、登記地積505㎡であります。

位置図は、資料No.2・No.5をご覧ください。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、申請地は、譲渡人と譲受人との間で賃貸借し、譲受人が耕作管理してきた農地で、譲渡人としては、将来的にも耕作管理することが困難なことから、譲受人に相談したところ、このたび合意に至り、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

以上4件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きます、担当委員の説明をお願いします。
1番から3番については、14番の霜鳥 勝範委員、
4番については、13番の山川 政明委員、よりお願いいたします。

14番 1番から3番につきまして、一括補足説明をさせていただきます。
詳細につきましては、事務局の説明とおりで。
2月10日に、杉原推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。当日は雪がありましたので目視のみでしたが、2月20日に再度、一人で確認を行いました。
譲受人につきましては、規模拡大中でありまして、現在耕作している圃場につきましても近隣住民の苦情もなく、何ら問題ないと思います。
皆様の慎重、審議をよろしくお願いします。

13番 1月28日に事務局と現地確認を行いました。
雪があり、現在もそこまで行けない状況で遠くから確認いたしました。
譲渡人は、高齢のために耕作できない状態になってきております。圃場整備中の水尻にも1町歩ほど保有しておりまして、今後も耕作協力者を注視していきたいと思っております。
特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第7号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第7号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第8号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案8号のうち、74番から76番までは農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、74番から76番を除く、1番から73番までの73件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページ 議案第8号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
今月は、新規設定、再設定、合わせて合計76件となっています。
まずは、そのうちの73件について説明いたします。
初めに新規設定です。
主だったものについて説明いたします。
7ページ、4番については、借受人が申請農地周辺で以前より耕作をしており、集積集

約のために借り受けるものであります。

8ページ、8番の借受人は数年前に県外から移住された新規就農者であり、経営規模を拡大したいことから借り受けるものであります。

9ページ、14番から16番の申請農地は同一町内であり、使用貸借であります。

これは、一昨年、これまでの認定農業者が病気により離農した際、新たな借受人に対して、同地区における耕作条件を統一したものであります。

これまで、地主が負担していた土地改良費や町内の用水費等を、今後は耕作者負担とすることで、賃貸借料を無償にしたものであります。

10ページ、22番から25番は農協の円滑化事業による賃貸借であります。

この制度は、現在の農地中間管理事業と同じような制度でありまして、地主と耕作者の間に農協・JAが入り、転貸する形であります。

新しい耕作者は、昨年この集落で営農法人として設立しており、法人の代表者がこれまでは個人として、この申請農地で耕作していたものであります。

26番から29番につきましても以前の耕作者は同法人の代表者であり、今後は同法人と地主との直接の、相対での設定となっております。

この法人からみますと、JAを利用した円滑化事業と、相対での設定と2種類の契約形態となりますが、これについては、これまでの制度、設定方法と同様にしたいという借受人、同法人の申し出により2種類での異なった設定となっております。

11ページ、30番、31番は、農地中間管理事業を利用した貸付となります。

続いて、12ページ、再設定をご覧ください。

こちらも主だったものについて説明いたします。

13ページ、45番ですが、対価額については非常に高額となっております。両者は親戚関係にありまして、この圃場1枚でコシヒカリ玄米60kgということから、10a当りに換算しますとこの数量となります。

14ページ46番、47番は同一の借受人、貸付人ですが、圃場1枚の対価額が違いますので、別書きといたしました。先代より賃貸借され、この金額で設定されており、引き続き、この形態で賃貸借したいものであります。

他は、引続きの再設定であり、特に問題がないと思われまます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第8号の1番から73番について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会長 JAを利用した円滑化事業での賃貸借ですが、借賃6,000円とありますが、JAが決めた価格となっているのですか。

事務局 JAが間に入っておりますが、借受人・貸付人双方の合意となっております。

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第8号「農用地利用集積計画について」、1番から73番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号のうち、1番から73番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きます。同じく議案第8号「農用地利用集積計画について」のうち、74番から75番を上程します。74番から75番については、霜鳥 勝範委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【霜鳥委員退席】

議 長 それでは、議案第8号「農用地利用集積計画について」のうち、74番から75番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続いて、18ページ、74番、75番について説明いたします。
新規設定が2件ですが、いずれも貸付人からの要望によって賃貸借したいものであります。対価額、貸借期間は双方での話し合いにより決定しております。
経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。す。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第8号の74番から75番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第8号「農用地利用集積計画について」、74番から75番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号のうち、74番から75番については、市長に要請することに決定いたしました。
それでは、霜鳥委員の退席を解除します。

【霜鳥委員復席】

議 長 問題なく承認されました。

議 長 続きます。同じく議案第8号「農用地利用集積計画について」のうち、76番を上程します。76番については、加藤 謙太郎委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

【加藤委員退席】

議 長 それでは、議案第8号「農用地利用集積計画について」のうち、76番について、事務局の説明をお願いします。続きます。議案第9号「農用地利用配分計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 続いて、76番について説明いたします。
これまで貸付人が自作しておりましたが、高齢により耕作出来なくなったことから、賃貸借したいものであります。対価額はこの圃場1枚を8,000円で貸借することから、10a当りに換算しての金額となっております。
経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われまます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第8号の76番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第8号「農用地利用集積計画について」、76番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第8号のうち、76番については、市長に要請することに決定いたしました。

議長 それでは、加藤委員の退席を解除します。

【加藤委員復席】

議長 問題なく承認されました。

議長 続きまして、議案第9号「農用地利用配分計画について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページ 議案第9号 農用地利用配分計画について をご覧ください。
これは、これまでに新潟県農林公社へ地主から集積計画されたものを、農地の借り手、耕作者へ農地を貸し付ける際の手続きであります。
市が作成しました案をもとに、農業委員会で審議をしまして、意見を付して市へ回答するものです。

1番から3番については、広島地区の圃場整備で集積されたものであります。

こちらについては、当初、圃場整備分全部を一度にまとめて配分する予定でしたが、圃場整備工事が令和元年度から令和2年度の2ケ年から令和3年度までの3ケ年に伸びましたので、今回の配分計画は令和2年度の工事分までとなりました。

面積にしますと、広島地区圃場約51haのうち、約24haを今回配分することになります。令和3年度工事分については、来年度以降に配分予定となります。

続いて、4番の借受人はこれまで度々利用権設定がございましたが、上越市在住の方であり、耕作状況については上越市での耕作分を含んでおります。この方の場合、本市において利用権設定される場合は、農地中間管理事業を活用されております。内容については、当事者間での合意した内容となっております。

5番の借受人はこれまでも同圃場にて耕作しておりましたが、契約満了により、今回より農地中間管理事業を活用した契約に改めるものであります。

以上、宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第9号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 農林公社を通じた貸借借ですが、妙高市で出している貸借料の設定とは違ったものなのか、妙高市の貸借料を基に設定されているのですか。

事務局 農林公社が間に入った契約となっていますが、相対で直接の契約と同様、両社で合意した額となっておりますので、農林公社で定められた金額ではございません。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第9号「農用地利用配分計画について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第9号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第10号「令和2年農作業労賃及び農業用機械利用料金の標準額の決定について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農作業労賃及び農業用機械利用料金の標準額の決定については、20ページをご覧ください。

先月の総会におきまして、1月15日に標準額の改定検討部会で審議をいただいた内容を皆様にご説明しました。会議上特段ご意見がなく、その後今日までご意見やご質問がなかったということで、検討部会で決定した内容を本日提案させていただいております。

まず、農作業労賃の標準額ですが、昨年と同様、同額の8,200円です。

次に、農業用機械利用料金の標準額ですが、田の耕うんにつきまして、整備地は昨年より200円増の7,400円、未整備地は300円増の8,900円、畑の耕うんにつきましては、300円増の8,900円、代かきにつきましては、整備地は300円増の8,300円、未整備地は400円増の9,300円、機械田植から乾燥・糶摺りまでは据え置き、色彩選別機付につきましては、100円増の3,300円、機械畔塗りは同額の50円ということで、提案させていただきたいと思っております。

なお、こちらにつきましては、上段に書かれてありますが目安ということで、耕地の条件、稲の倒伏状況や作業内容などの実情により、両者で協議して決めてくださいということをご説明を昨年度より太字でPRさせていただきたいと思っております。3月25日にJAを通じて、各農家に情報提供させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第10号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

11番 機械畔塗りの摘要欄が空いているのですが、「両者で協議して」と入れられませんか。
作業委託等が入っていますが、空欄だとこれでいいと錯覚する方がおられると思うので、いかがでしょうか。

- 議 長 あえて摘要欄にそういうことを入れるということですか。
 以前は、摘要欄は空欄であり、これは目安であって双方での取決めでお願いします。という
 ことは表に書かれておりました。例えば、摘要欄に書いてあっても目安であって、サ
 ービスでやられている方もいらっしゃるのではないかと思います。ここだけ空欄でおかし
 いかなと思われるのはわかります。以前にも同じようなご質問を受けたかと思うのです
 が、標準額については両者の取決めで行っていただきたいということを生かして、そのま
 まにしておくかということであった記憶があります。
 このことについて、他に意見等がありましたらお願いします。
- 1 番 50円では足りないということですか。
- 11番 圃場によっては、石が多く、うねりがあると手間がかかることがあります。
- 1 番 畔塗りを外すか外さないかという話し合いは過去にありましたが、料金に対する協議は
 なかったので、両者での協議で決めていただければいいのかなと思います。
- 5 番 表の作りから、標準額と書かれてあるので、このままで宜しいかと思います。
 あとは相対で話していただくべきではないかと思います。
- 17番 先月もお話があったかと思うのですが、畦畔も含めてなのか、含めないのか。
- 議 長 畦畔は関係ないものと考えていただければと思います。
 いろいろな意見がありましたが、摘要を入れるとなると足りないくらいいっぱい制約が
 出てくるとは思うのですが、その辺りはご理解をいただいて、双方で決めるということ
 でお願いしたいと思います。
- 議 長 他にありませんか。
 無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第10号「令和2年農作業労賃及び農業用機械利用料金の標準額の決定
 について」、を採決します。
 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第11号「農地の参考賃借料の地区名の見直し及び賃借料情報の提供につ
 いて」を上程します。
 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第11号 農地の参考賃借料の地区名の見直し及び賃借料情報の提供については、
 21ページ、22ページをご覧ください。
 まず、21ページの参考賃借料の地区名の見直しを提案させていただきます。
 先月のその他事項で、ご意見をいただいたところであります。この参考賃借料の表の地
 区名ですが、22ページの賃借料情報の地区名と対比できるようになっておりませんで
 した。今回より、対比できるように同じ地区名に、表記を変更させていただきました。

参考賃借料につきましては、平成30年度に議決をいただいたものとなっております。畦畔が入っているのかというご質問ですが、ここでいただいたものかと思うのですが、備考欄に参考賃借料は粗収入から生産費、経営者報酬を引いた額ということで算出しています。ということになっておまして、生産費・経営者報酬につきましては、市内の農業生産法人のアンケートを参考にしております。法人によっては畦畔の管理について入っていたりいなかったりするので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、22ページの賃借料情報です。先月説明させていただいたものとなっております。※印がありますが、括弧書きは昨年データがなかったもので、直近の平均額となっております。賃借料（最高額、平均額、最低額）につきましては、高額、低額なものは除いてあります。用水費や土地改良費などが加味されている場合があります。使用貸借分の156件は含まれておりません。こちらも参考として提供するもので貸し手・借り手で協議して決定していただきたいことを記載させていただきました。

こちらにつきましても、21ページ、22ページの両面で、先程の議案第10号と同様に3月25日にJAを通じて、提供させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第11号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 21ページについては、3～4年くらい前から情報提供するようになりました。
皆様の地区では、役に立っておりますでしょうか。

14番 地区で同じような話が出まして、必要ないのではないかという声が出ておりました。
22ページに圃場整備地、未整備地の情報が出ておりますので、意味がないのではないかと
言われました。

議 長 地域によっては誤差があるのですが、同じ妙高市であれば統一的な考えでいきたいなど
思っているのですが。

推14番 中山間地直接支払が絡んでいるのではないかと思います。

12番 かなりバラつきがありますが、この通りでよろしいのではないのでしょうか。
圃場の形や条件等もあるかと思います。

議 長 事務局でこの情報を提供することによって、いろんなご意見をいただくことがあるので、
皆様も問い合わせ等がありましたら、太文字の文言を強調していただき、対応いただきたい
と思えます。

11番 新規で借りたいという方が、高すぎると悲鳴をあげているのが現状です。
参考賃借料が11,000円ということで、受け手側に意欲が出るかなと思えます。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第11号「農地の参考賃借料の地区名の見直し及び賃借料情報の提供に
について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 賛成多数ということですので、
議案第11号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第12号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について をご覧ください。
昨年10月に県外の農業委員会において、農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生し、農林水産省から2回の綱紀肅正通知が出されました。

農業委員会は、法令遵守による公正、公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければならず、一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであります。

以上のことをふまえ、昨年11月19日開催の新潟県農業委員会大会、及び、同じく28日に開催しました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議し、改めて農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことを確認しました。

つきましては、農業委員会が、農業者の公的な代表機関として、法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っており、全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚し、農業委員会業務にあたらなければならないことから、申し合わせを決議するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第12号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第12号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第12号については、許可することに決定しました。

議 長 これで議案の審議については全て終了いたしましたのが、皆様の方から何かありましたらお願いします。

15番 議案第10号と議案第11号の標準額という言葉と参考賃借料という言葉がありますが、法律用語なのか。

一般の方が資料を見たときに標準額だと、こう決まっているんだという誤解が生じる言葉ではないのではないかと思います。やさしい言葉で書き換えたいかと思っただけです。

16番 言葉にすると難しいところではありますが、標準であって、双方の協議によって決めていただきたいと思います。

15番 20ページの標準額はどのように算出されたものなのでしょうか。

事務局 先月のその他資料で算出方法を記載させていただいておりますが、機械の償却費・修繕費・燃料費等を加味して算出しております。作業ごとに10a辺りでどれくらいか算出したものになります。

事務局 労賃・機械利用料金の標準額、参考賃借料の情報提供につきましては、農業委員会等に関する法律がございまして、農業者に対して必要な情報を提供するようになっております。言葉の使い方なのですが、新潟県農業会議の資料の中でも同じことばを使っております。なぜこのようなことばを使っているのか、農業会議に確認させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 これにて第24回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之